

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟控訴審(東京高裁)第1回期日(20230623)提出の書面です。

令和5年(ネ)第292号 「結婚の自由をすべての人に」訴訟事件

控訴人 大江 千束 外

被控訴人 国

証 拠 説 明 書 2 (甲 A 5 5 4 号証～甲 A 5 6 7)

2023(令和5)年3月●日

東京高等裁判所第2民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人

弁護士 上 杉 崇 子

同 寺 原 真 希 子

ほか

号 (甲A)	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨
554	土井真一「婚姻 の際に夫婦別 氏の選択を許 さない民法750 条及び戸籍法 74条1号の合 憲性」新・判例	写し 2022年2月 4日	土井真一	夫婦同氏強制規定の憲法適合性に関する最高裁大法廷令和3年6月23日決定についての京都大学の土井真一教授による評釈。 ・憲法24条の基礎には、婚姻は「個人の幸福の追求についての意思決定の中で最も重要なものの一つ」(同決定三浦裁判官

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟控訴審(東京高裁)第1回期日(20230623)提出の書面です。

	解説 Watch 憲 法 No.195				意見)であるとの認識が存し、国会には、 できる限り多くの国民が利用できる婚姻 制度を構築すべき憲法上の要請があるこ と(2頁右) ・憲法24条2項は婚姻及び家族に関する 法律全体について個人の尊厳と両性の本 質的平等に立脚して制定されることを求 めており、その及ぶ範囲は多岐に渡るから 立法府の裁量はことさらに応じて当然に 広狭がありうること(3頁左)
555	大阪地方裁判 所判決	写し	2022年 6月20日	大阪地方 裁判所裁 判官	本件と同種事件における大阪地方裁判 所判決は、本件諸規定の憲法適合性を肯定 したが、誰と婚姻するかを選択が個人の自 己実現そのものであり、婚姻による利益は 人格的尊厳にかかわる重要な人格的利益 であること、本件諸規定により重大な不利 益が生じていることについて以下の判断を 示していること。 「婚姻の本質は、永続的な精神的及び肉体 的結合を目的として公的承認を得て共同 生活を営むことにあり、誰と婚姻するか の選択は正に個人の自己実現そのものであ る」(判決25頁) 「同性愛と異性愛が単なる性的指向の違 いにすぎないことが医学的にも明らかに

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟控訴審(東京高裁)第1回期日(20230623)提出の書面です。

				<p>なっている現在、同性愛者にも異性愛者と同様の婚姻又はこれに準ずる制度を認めることは、憲法の普遍的価値である個人の尊厳や多様な人々の共生の理念に沿うもの」(同上)</p> <p>「(婚姻による)公認に係る利益は、婚姻した当事者が将来にわたり安心して安定した共同生活を営むことに繋がるものであり、・・・自己肯定感や幸福感の源泉といった人格的尊厳にかかわる重要な人格的利益といえることができる。このような人格的利益の有する価値は、異性愛者であるか同性愛者であるかによって異なるものではない」(26頁～27頁)</p> <p>「本件諸規定が・・・同性間の婚姻を規定していないため、異性愛者は自由に婚姻できるのに対し、同性愛者は望みどおりに同性と婚姻をすることはできないという重大な影響が生じている」(30～31頁)</p> <p>「本件区別取扱いは・・・性的指向という本人の意思や努力によっては変えることのできない事柄によって、婚姻という個人の尊厳に関わる制度を実質的に利用できるか否かについて区別取扱いをするものであることからすると、本件区別取扱いの憲法適合性については、このような事柄の</p>
--	--	--	--	--

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟控訴審(東京高裁)第1回期日(20230623)提出の書面です。

					<p>性質を考慮して、より慎重に検討される必要がある」(39頁)</p> <p>「現時点のわが国においては、同性愛者には、同性間の婚姻制度どころか、これに類似した法制度さえ存しないのが現実であり、その結果、同性愛者は、・・婚姻によって異性愛者が享受している種々の法的保護、特に、公認に係る利益のような重要な人格的利益を享受することができない状況にある」(39頁)</p>
556	『家族思想と家族法の歴史』抄本 190頁、195頁～198頁	写し	2004.8.1	依田精一	<p>現行憲法制定及び民法改正の当時、国民世論や帝国議会・臨時法制調査会・国会の内に、戸主権や「家」制度の廃止に反対する意見が存在したこと(190頁・196頁、197頁)。</p> <p>毎日新聞が1947年(昭和22年)3月25日に実施した世論調査において、「法律上の「家」廃止を是とする」回答が57.9%、「非とする」回答が37.4%であったこと(190頁)。</p> <p>このように家制度を容認する意識や議論がなお残存する中でも、憲法制定と憲法の要請に基づく民法の改正が実現されたこと。</p>
557	「家族の法制	写し	2013.2.18	内閣府	2012年(平成24年)12月に内閣府

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟控訴審(東京高裁)第1回期日(20230623)提出の書面です。

	に関する世論調査 図 24 嫡出でない子の相続分				が実施した世論調査の結果中「嫡出でない子の相続分」についての質問に対する回答の状況。 ・最大決平成25年9月4日婚外子相続差別違憲決定の当時、嫡出でない子の相続分を嫡出子の相続分と等しくすべきであるとする国民の割合は20%台にとどまり、相続分は2分の1のままでよいと考える国民の割合の方が10%程度高かったこと等。
558	「家族の法制に関する世論調査」 図 23 嫡出でない子の法律上の取扱い	写し	2013.2.18	内閣府	2012年(平成24年)12月に内閣府が実施した左記世論調査の結果中の「嫡出でない子の法律上の取扱い」についての質問への回答状況。 ・同調査結果図23「「嫡出でない子の法律上の取扱いについて」によれば、婚外子の相続分を差別する民法の規定を合憲とする最高裁決定(最大決平成7年7月5日)と同じ年である平成7年6月に内閣府が実施した世論調査から、最高裁が違憲判断を下した2013年(平成25年)までの間に、嫡出でない子について「不利益な取扱いをしてはならない」との回答が漸次増加する一方、「正式な婚姻を保護すべきであり…不利益な取扱いを

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟控訴審(東京高裁)第1回期日(20230623)提出の書面です。

					<p>することがあってもやむを得ない」との回答が漸次減少し、2012（平成24）年12月の調査では前者が60.8%、後者が15.4%となっていること。</p> <p>・このような状況のもと、婚外子相続分差別違憲決定は、「父母が婚姻関係になかった…子に不利益を及ぼすことは許され」ないとの考えが確立されてきている旨判示し、「不利益な取扱いをすることがあってもやむを得ない」との意見を排斥したこと。</p>
559	欠番				
560	「【産経・FNN合同世論調査】LGBT法案、同性婚法制化…自民支持層の過半数が賛成」（THE SANKEI NEWS）	写し	2023.2.20	株式会社産業経済新聞社	<p>産経新聞社とFNN（フジニュースネットワーク）が本年2月18日、19日の両日に行った合同世論調査の結果。</p> <p>・同性婚の法制化に賛成する回答が自民党支持層において60.3%、立憲民主党支持層において74.0%、日本維新の会支持層において86.9%、無党派層において76.3%となり、いずれも半数を大きく上回ったこと。</p> <p>・年代別では、18～29歳は91.4%が賛成と回答し、70歳以上では半数を割るものの47.0%が賛成と回答</p>

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟控訴審(東京高裁)第1回期日(20230623)提出の書面です。

					したこと。
561	2021年社会保障・人口問題基本調査 <結婚と出産に関する全国調査> 第16回出生動向基本調査 結果の概要(抄本) (1,2,6,7,92,93頁)	写し	2022.9.9	国立社会保障・人口問題研究所	2021(令和3)年6月に国立社会保障・人口問題研究所が実施した第16回出生動向基本調査の結果。 ・「結婚したら子を持つべき」とする意見に賛成する者の割合は、2015年の第15回調査と比較して、女性では67.4%から36.6%に、男性では75.4%から55.0%にいずれも「大幅に低下」したこと。
562	「スイスで初の同性婚喜びの挙式」(時事通信ニュース)	写し	2022.7.4	株式会社時事通信社	本訴訟第一審の口頭弁論終了後の令和4年7月にスイスで同性間の婚姻の法制化が実現したこと。
563	「スロベニアの憲法裁が同性婚を認めるよう法改正を命じ、結婚の平等が達成されました」 (Magazine)	写し	2022.7	株式会社アウト・ジャパン	本訴訟第一審の口頭弁論終了後の令和4年7月にスロヴェニアで同性間の婚姻の法制化が実現したこと。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟控訴審(東京高裁)第1回期日(20230623)提出の書面です。

	for LGBTQ + Ally-PRIDE JAPAN)				
564	「キューバで同性婚合法化、国民投票で圧倒的多数の賛成」(CNN.co.jp)	写し	2022.9.27	ターナー ジャパン 株式会社	本訴訟第一審の口頭弁論終結後の令和4年9月にキューバで同性間の婚姻の法制化が実現したこと。
565	ウェブサイト「みんなのパートナーシップ制度 日本全国の最新の普及率・制度内容が分かる」	写し	2023.2.9 (印刷日)	みんなの パートナ ーシッ プ制度	法律上同性のカップルについて、国の法律では婚姻が認められない中で、少しでも婚姻に近づけて扱おうとする取り組みが全国の自治体レベルで急速に進んでいること。 本訴訟第一審の口頭弁論終結後にもパートナーシップ証明制度の導入拡充が進み、左記日時現在において全国の人口普及率が既に65.2%に達していること。(本年3月15日現在は67.5%である)
566	「国連LGBTの人権に関する画期的な閣僚級会合」	写し	2013.9.26	Human Rights Watch	2013年(平成25年)9月26日、国連のLGBTコアグループが主催したLGBTの人権に関する閣僚級会合が開催され、2008年の同グループ結成時からのメンバーである日本政府も出席し

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟控訴審(東京高裁)第1回期日(20230623)提出の書面です。

					<p>て、他の参加国とともに、差別的な法律を破棄し、憎悪に基づく暴力への対処を改善すると共に、性的指向と性自認に基づく差別からの十分かつ適切な法的保護を確保するよう強く求める宣言を採択したこと。このように、日本は国全体をあげて性的マイノリティの人権問題に取り組むことを宣明したこと。</p> <p>(国連 LGBTI コアグループについては甲 A 1 9 6 号証参照)</p>
567	欠番				